

地籍調査にご協力ください

市では、平成14年度より地籍調査に着手しました。本年度は、昨年度に土地の境界を確認していただいた妻木町と駄知町の一部において地籍測量を行うとともに、駄知町の一部において土地の境界確認を予定しています。また、下石町と妻木町の一部について8月下旬より地籍調査の成果を閲覧していただく予定です。

地籍調査とは？

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査・測量し地籍図および地籍簿を作成するものです。また、地籍調査の成果は、県の認証、国の承認を得た後、法務局に送付され、登記に反映されます。

なぜ調査が必要なの？

現在の法務局にある地図は、

明治時代の地租改正によって作られた地図（公図または字絵図）を基にしたものが多く、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地境界の実態を正確に把握することができません。また、長い年月の間に行われた土地の異動（分合筆、売買、相続）が未登記となつたまま、現地と大きく食い違いが生じている場合などもあります。

このため一筆ごとの土地について、地籍調査を行い、最新の測量技術を駆使した精度の高い「地籍図」および「地籍簿」を作成する必要があります。

地籍調査のメリットは？

- ・地籍調査を行うと、土地の境界によるトラブルを未然に防ぐことができます
- ・万一の災害などにより土地

の形状が変わってしまった場合に、元の位置を正確かつ早期に復元できます
 ・面積や境界がはっきりするため、土地取引が円滑化できます
 ・土地の実態を正確に反映できるため、適正な課税がされます
 ・公共工事などによるまちづくりが円滑化できます
 など多くの利点があります。

この事業では、現地で境界の確認（立ち会い）などをしていただきますが、費用負担はありません。

土地の境界を確認する駄知町の該当地区では地元説明会を開催する予定です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

この事業に対するご質問などは、地籍調査推進室内線505へお問い合わせください。

